生活保護を受給されている方へお知らせ

こうはついやくひん しょう げんそく 後発医薬品の使用が原則になります

こうはついやくひん じぇねりっくいやくひん せんぱついやくひん おな ゆうこうせいぶん おな りょうふく くすり 〇後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬であり、 せんぱついやくひん ひんしつ き め あんぜんせい どうとう げんせい しんさ 先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等であることを厳正に審査したものです。 こうはついやくひん ふきゅう くにぜんたい と く

○後発医薬品の普及については、国全体で取り組んでいます。

2018年10月1日から、生活保護を受給されている方について、 は し し か い し こうはついやくひん しょう かのう はんだん 医師または歯科医師によい、後発医薬品の使用が可能と判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることになります。

Q:これまでとどう変わるの?

A: これまでも後発医薬品を使用するようお願いしていましたが、これからは、本人が希望するかどうかにかかわらず、在庫が無い場合や、後発医やくひんがかく せんぼういやくひん かかく たか 薬品の価格が先発医薬品の価格よりも高くなっている場合・同額である はあい のぞ こうはついやくひん ちょうざい 場合を除き、後発医薬品が調剤されることになります。

Q:もう先発医薬品は使えないの?

A: 医師または歯科医師が、医学的に、先発医薬品の使用が必要だと判断した場合は、先発医薬品が調剤されます。後発医薬品の使用に不安がある場合は、病院・診療所か薬局で処方内容の相談をしましょう。

